

下郷町内の皆様へ 大切なお知らせです

町内で**建築物**を建築するときには、**事前に手続き**が必要です。



手続きとは

- 建築確認：建築物を建築しようとする場合は、**建築確認申請**が必要です。
(新築のみでなく、増築・リフォーム等も工事内容によっては該当します。)
- 完了検査：建築物の工事が完了したときは、**完了検査**が必要です。

※下郷町は町内全域で手続きが必要です。（建築基準法第6条第1項第4号区域）

都市計画区域内外について・・・都市計画区域外（下郷町全域）

22条区域・・・指定なし

建築物とは	屋根＋柱＝建築物	屋根＋壁＝建築物
参考図		
例	住宅・下屋・納屋（農機具置場含） カーポート・自転車置場 等	左記を含み 物置や市販のプレハブ 等

建築物とは

「土地に定着して、屋根があり、かつ柱または壁があるもの（これに類するものも含まれます）」
家庭用に設置する物置（市販のプレハブを含む）やカーポート、自転車置場、下屋等も建築物に該当します。（※単管パイプとクランプ接合による建築物は、接合部の構造計算ができない「単純締付け」となるため建築基準法に適合しません。）

建築とは

「建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること」

建築基準法は、みなさんの生命・健康・財産を守るため地震や火災などに対する安全性や建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。

この基準は、建築物を建てる場合に必ず守らなければならない最低限の基準です。

また、法律では着工前に行政等が建築計画と工事完了時のチェック（法第6条及び第7条）を行い、工事中は建築士が適正に工事監理を行うことにより、適法な建築物が建築される仕組みになっています。

もし、この確認を受けずに工事をすると違反建築物となり罰則が適用されることがあります。

【お問い合わせ先】

お知らせ内容についての質問：下郷町役場 建設課（電話 0241-69-1177）

建築物の設計や相談：有資格者（一級建築士、二級建築士、木造建築士）

：建築士の団体（公社）福島県建築士会田島支部（電話 0241-62-0513）

法律についての質問：福島県南会津建設事務所 建築住宅部建築住宅課（電話 0241-62-5337）

※農地に建築する場合は、農業委員会事務局農地管理係（電話 0241-69-1188）へ別途ご相談願います。